岐阜市立女子短期大学の特定任期付教員の採用等に関する規程

（制定　令和8年10月15日）

（趣旨）

第1条　この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第5項及び大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。）第3条の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における任期を定めた高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者（以下「特定任期付教員」という。）の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（採用）

第2条　学長は、本学の教育研究又は本学運営のため、特に必要とする場合は、特定任期付教員を採用することができる。

（特定任期付教員の職）

第3条　前条の規定により採用する特定任期付教員の職は、教授、准教授とする。

2　特定任期付教員は、教授会の構成員とすることができる。

3　特定任期付教員の配置人数は、教員定数から在籍する専任教員数を減じた数を超えてはならない。

（特定任期付教員の配置）

第4条　特定任期付教員は、学科に配置する。

（任期の期間）

第5条　特定任期付教員の任用期間は、5年の範囲内で学長が必要と認める期間とする。

2　学長は、特定任期付教員の任用に当たっては、大学教員任期法第4条第2項の規定により、当該任用される者の同意を同意書（様式第1号）により得なければならない。

3　学長は、特定任期付教員の任期を更新することができる。この場合において、学長は、あらかじめ当該教員の同意を得なければならない。

（選考の方法）

第6条　特定任期付教員の採用は、公募を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きを経て、非公募によって行うことができる。

(1)　教員を外部から新規に採用することが困難であると判断される場合

(2)　その他、教育研究又は本学運営における特別な理由があると判断される場合

2　公募又は非公募による採用の区分は、岐阜市立女子短期大学教員選考規程（以下「教員選考規程」という。）第4条第1項に規定する人事計画に記載するものとする。

3　公募により採用を行う場合は、教員選考規程に準じて選考する。

4　非公募により採用を行う場合は、評議会が採用候補者を選定し、別に定める選定理由書（様式第2号）を学長に提出し、教員選考規程に準じて選考する。

5　前2項においては、教員選考規程第6条、第7条、第11条及び第12条、並びに教員選考基準に関する申合せの規定は、適用しない。

（給与の特例）

第7条　特定任期付教員に適用する給料表は、別表のとおりとする。

2　特定任期付教員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場

合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　1号給

(2)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　2号給

(3)　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　3号給

(4)　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　4号給

(5)　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　5号給

3　前項に規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第8条　岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第8条、第9条、第12条及び第22条の規定は、特定任期付教員には、適用しない。

2　特定任期付教員に対する給与条例第23条、第25条第2項及び第26条第2項第1号アの規定の適用については、同条例第23条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、特定任期付教員を含む。以下「管理職員」と、同条例第25条第2項中「100分の126.25を乗じて得た額(管理職員にあっては100分の106.25を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては100分の67.5を乗じて得た額)」とあるのは、「100分の96.25を乗じて得た額」と、同条例第26条第2項第1号ア中「100分の106.25(管理職員にあっては、100分の126.25)」とあるのは、「100分の88.75」とする。

（規程の公表）

第9条　この規程を制定又は改廃した時は、本学ホームページ等により、広く公表を図るものとする。

（服務）

第10条　特定任期付教員は、本学を本務とする者でなければならない。

2　特定任期付教員は、岐阜市立女子短期大学服務規程を遵守しなければならない。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

附　則

この規程は、令和8年10月15日から施行する。

別表(第7条関係)

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

様式第１号（第５条関係）

同　意　書

年　　月　　日

（あて先）
岐阜市立女子短期大学長

氏　名（自署）

私は、岐阜市立女子短期大学に採用されるに際して、岐阜市立女子短期大学の特定任期付教員規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおりの任期により任用されるものであることに同意します。

記

任用所属　　学科

任用期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

様式第２号（第６条関係）

選定理由書

作成日　　年　　月　　日

１　選定する採用候補者 氏名　　年齢　　現在の職・所属
１　適用規定 □ 第６条第１号　□ 第６条第２号（　　）
２　適用する理由 ・
３　任期 年　　月　　日～　　年　　月　　日
４　附属書類 □ 履歴書　□ 卒業証明書又は学位記　□ 研究業績　□教育業績